

月刊 労運研レポート No. 36

2017年6月15日号

<第5回労働運動研究討論集会 特集号>

・第5回労働運動研究討論集会概要報告	事務局	2P
・記念講演 安倍・トランプ現象と貧困・格差と たたかう労働運動の課題	東大名誉教授 田端博邦	3P
・特別報告 辺野古新基地建設阻止 高江ヘリパット建設阻止の取組み	沖縄高教組 福元勇司	9P
・全体会議		11P
・分科会報告 第1分科会…最賃闘争		14P
第2分科会…非正規労働者との連帯		16P
第3分科会…青年運動		20P
・総括会議案内		24P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

第5回労働運動研究討論集会を開催

新しい労働運動の創造に向けて真剣な討論

第5回労働運動研究討論集会が「貧困・格差・差別と闘う総がかり労働運動を実現しよう！」をスローガンに、5月28日、29日、全国から75名が参加し、神奈川県箱根町で開かれました。

第1日目は、沖縄高教組の福元委員長の開会のあいさつを受け、座長に大阪ユニオンネットの垣沼代表、国労の坂口委員長を選出しました。田端博邦（東京大学名誉教授）先生が「安倍・トランプ現象と貧困・格差とたたかう労働運動の課題」と題して記念講演を行いました。伊藤事務局長より「討論課題についての提起」を受け、①最賃闘争—最賃大幅引き上げと全国化の課題、②非正規労働者との連帯—非正規労働運動の現状と「働き方改革」の検証、③青年労働者共闘の現状と明日の課題の3つの分科会に分かれて討論しました。

第2日目は、分科会討論を継続した後、全体会議を開きました。沖縄高教組の福元委員長から辺野古新基地建設反対闘争の状況について報告を受けました。続いて各分科会討論の報告を受けました。まとめを伊藤事務局長が行い、最後に自治労高知県本部の石川委員長が閉会のあいさつを行いました。

今号は、第5回労働運動研究討論集会の特集とし、編集部の責任でそれぞれの討論の概要をまとめました。



記念講演

安倍・トランプ現象と

貧困・格差とたたかう労働運動の課題



田端博邦（東京大学名誉教授）

トランプ現象と新自由主義

「トランプ現象」という言葉は、狭義には2016年秋のアメリカ大統領選におけるドナルド・トランプの勝利を引き起こした政治経済的条件ですが、広義にはヨーロッパ諸国におけるいわゆる極右勢力の伸長を含むものとして使います。

「新自由主義（ネオ・リベラリズム）」は、労働の領域においては「自由な労働市場」でなければならないという考え方です。「自由な労働市場」を妨げているのが二つある。ひとつは失業者給付、最低賃金などの労働法制、もうひとつは労働組合、集団的労使関係です。つまり、新自由主義は、賃金は個人と個人の自由な契約によって決めるべきで、団体交渉のように集団と集団で決めるべきではないという考えです。

新自由主義の労働政策を最初に最もクリアーに展開したのが、1979年にイギリスで政権をとった保守党のサッチャーです。労働者には団結する権利があるという常識を覆しました。新自由主義が一気に世界中に広がり、1980年代以降、先進資本主義国の労働組合組織率は軒並み低下しました。いまや新自由主義が支配する時代が38年続いています。世界の労働運動は、日本はそうだったのか疑問がありますが、新自由主義をひっくり返そうとしたが成功せず、新自由主義に追い込まれてきたのが客観的現実ではないかと思います。その結果、貧困、格差が拡大しました。新自由主義は、企業利益を上げることが優先し、生きている人間の社会を持続的に支えるという関心は持っていません。

トランプと極右勢力の特徴

行き過ぎた新自由主義が労働者や社会を痛めつけ過ぎました。その不満がイレギュラーな形で噴出したのが、トランプの勝利、ヨーロッパでの極右勢力の台頭です。

極右勢力やトランプの共通の特徴は、閉鎖的なナショナリズム（自国中心主義）です。すべての国が「自国第一」といえば、ぶつかり合って戦いになるでしょう。

第二の特徴は強権的だということです。政治機構のルールとか、慣行、作法を無視して好きなようにやることです。強権的ということは反民主主義です。民主主義は理性、合理性を前提にしています。極右勢力やトランプは力に対する信仰を持ち、軍事力を強

化しようとしています。

第三の特徴は「労働者を守る」と言っていることです。アメリカ大統領選挙の勝敗を決したのは、ラストベルトといわれる五大湖周辺の旧工業地帯です。ルペンの支持地盤はフランス北東部のベルギー国境に近い旧炭鉱地帯です。「労働者を守る」と言っていますが、実際にやろうとしている政策は資本寄りであり、政治基盤はエスタブリッシュメントといわれる金融界や軍などの旧勢力です。

第四の特徴は、デマゴギーを平気で使うことです。アメリカのマスメディアはトランプに批判的です。トランプはメディアの報道は事実ではないと言って嘘を通してしまう。権威主義は大衆蔑視的などころがあります。

既存政治への失望と反感

重要なことは、既存政治体制、エスタブリッシュメントに対する失望、不満がトランプを勝たせたことです。エスタブリッシュメントとは、共和党と民主党が長年にわたって作りあげてきた体制です。クリントンは、ウォール街のエスタブリッシュメントとつながりが強いと批判されました。このような現象はイギリスのEU離脱問題の投票でもでています。イギリス独立党が第三党になりました。いずれにしても、アメリカの共和党と民主党、イギリスの保守党と労働党、ドイツのキリスト教民主同盟と社会民主党のような戦後の政治体制が批判されたわけです。

既存政治体制は、二大政党として成立し、相互に政権交代を繰り返し、比較的狭い政策の幅の中で政治を行ってきました。この既存体制は、資本と労働の妥協の体制だと言えます。戦前の1920年代は資本が支配する政治でした。1930年代ごろから労働運動の力を無視しえない政治体制になりました。労働者を代表する政党が二大政党の一角を構成するようになったのですが、今日、それが不信の的になってしまいました。

妥協体制の質が途中から変質してしまったからです。その変質は、サッチャー政権の成立から始まります。新自由主義、資本の力がどんどん強まる中で、労働組合の力が後退しました。サッチャーは、組合つぶしの立法を次々と成立させました。サッチャー政権の十数年に労働組合の組織率は4割ほど低下しました。団体交渉をしない使用者が沢山でてきました。イギリスには、団交に応じないのは不当労働行為だという法律はありません。今まで、労働組合の力が強かったから団交に応じていたのです。ところが、団交に応じなくなるとそのことを正当化する学者がでてきます。

新自由主義の労務管理政策

1985年にアトキンソンが、機能的、数量的、金融的フレキシビリティと言い始めました。いまや人事管理の古典になってしまっています。

機能的フレキシビリティとは、多能工です。二人で別々の仕事をしていたのを一人で二つの仕事をすることによって、人件費を減らすことができます。職務の垣根をなくし

ていこうという考えです。

数量的フレキシビリティとは、労働者の数を忙しい時と暇なときに合わせて増減させようという考えです。増減する手段として、有期雇用やパートタイムを活用すると良いと言ったわけです。

金融的フレキシビリティとは、財政的と訳したほうが良いかもしれませんが、それまでの人件費は、労働協約の基本賃率が基本賃金の中心にあって、それに手当が加わった賃金が普通でしたが、基本賃金のウェイトを下げれば安くすむと言ったわけです。代わりに企業の業績に連動したボーナスのようなものを増やす、忙しい時には残業手当を増やすと、企業にとっては暇なときに一律の基本賃金を支払わなくても良い。やった仕事の分だけ払えば良いと言ったわけです。査定は日本発の感じですが、この時期までイギリスには査定制度はありませんでした。人事評価も金融的フレキシビリティの中に取り入れられ、仕事のできる人には賃金を沢山支払う、できない人は賃金を減らす、これが企業経営に取り入れられました。すると、職場では抵抗できない。個人個人がバラバラになる。組織率がどんどん減ったわけです。

労働者政党の変質

イギリス労働党は労働組合の組織票だけに頼るわけにはいかなくなりました。1997年に首相になった労働党のブレアは、ターゲットを労働組合から中間層にシフトし、中間層の要求を中心に組み立てた政策を掲げて勝利しました。政策内容の軸が労働者からずれていきます。

フランスのオランドは、大統領選挙では新自由主義を批判しましたが、政権をとると新自由主義に押し込まれてしまいました。昨年は労働法改革を行って、労働法を全体的に自由化する法律を通してしまおう。CGT（労働総同盟）は改革を支持しましたが、そのほかのナショナルセンターは反対し、大学生と高校生の全国組織も参加して統一ストライキをたたかいました。

ドイツでもシュレイダー政権での規制緩和が有名です。社会民主党政権がネオリベラルの政策を展開するようになったのが、2000年代になってからです。

つまり、労資がそれぞれ違う政策を持ちながら妥協体制として出発し、労資が拮抗しながら妥協しながら政権交代をしてきた時代から、労働側の政党が、資本側に引き付けられて、重なるようになってしまいました。

2000年代はグローバル金融資本主義と言われる時代です。政府や企業は国際金融市場を横目で見ながら経営しなければいけなくなりました。政治的にも経済的にも戦後の労資妥協政治は閉じ込められ、二大政党制では労働者・民衆の声を代表する政党がなくなりました。そして、二大政党の中心部分の両側に新しい政治勢力が伸びてきました。

左派のオルタナティブ

フランス大統領選挙の第一次投票の結果は、マクロン、ルペン、フィヨン、メランションの4人の勢力がほぼ均衡状態にあるので、図にしました。

4つの領域に分けている意味を説明します。縦軸に「自由市場」と「労働者保護」と書きましたが、これはどのような経済政策、法制度をとるかです。「自由市場」とは新自由主義です。「労働者保護」とは新自由主義のなかで軽視されてきた社会政策です。横軸に「民主主義」、「(民主主義)」、「権威主義」と書きました。フィヨンを権威主義とは言えないのでカッコつき民主主義、形式的民主主義としました。

私はメランションに注目しています。メランションは、元社会党の人ですが、左派党を結党した人です。オランダのように新自由主義に支配されてはダメだという人です。アモンは社会党ですが、新自由主義に近いのでメランションの上にも書きました。得票率をみるとさほど違いはありません。左下はアモンとメランションを加えると一番多くなります。4つの方向はそれぞれ違う。労働者保護と書きましたが、社会的公正とでも言いましょうか。「市場」と対立する「社会」の概念です。「社会」とは生活と労働を大切に考える考え方です。権威主義は、最終的に民主主義を否定します。

<フランス大統領選挙の第1次投票結果>

	民主主義		(民主主義)	権威主義
	<u>決選 66.06</u>			
自由市場	マクロン (23.75)		フィヨン (19.91)	
	アモン (6.35)			
労働者保護	メランション (19.64)			ルペン (21.53)
				<u>決選 33.94</u>

この間のアメリカやフランスの大統領選挙を見ていると、極右が伸びると同時に左派、それも既存から外れた左派も伸びています。マクロンは新自由主義者ですが、決選投票の票の動きからすれば反ルペンが押し出した勝利です。極右を押し止めようとする力もかなり強いことも事実です。私たちにとっては、足掛かりになる材料です。民主主義を守ろうと結集することができるのです。

この図にアメリカを重ねることも可能だと思います。左下がサンダーズ、左上がクリントン、右上がクルーズ、右下がトランプになります。アメリカでも拮抗するような票割になると思います。

二つの国の大統領選挙は、現在の資本主義諸国の政治のこれからの4つの方向が示さ

れています。どれも支配的な立ち位置に達していない。いままでは上ふたつの座標に二大政党がはまっていて政権交代していましたが、いまや政治体制が非常に大きく変動する時代に入っています。現状に代わる政治体制を考えた場合に、不満を組織化する権威主義または極右の道か、資本の支配体制を民主主義的に改革する道か、が問われていると思います。

形式民主主義と実質民主主義

形式的民主主義と実質的民主主義のどこが違うかということ、民主主義1は、形式的制度的民主主義です。選挙制度、議会制民主主義が形式的民主主義の法規範と制度です。民主主義2は、実質的な民主主義、民衆の支配による民主主義と私は考えています。単に選挙、議会、投票だけではなく、民衆運動や労働運動の権利など実質的に主権を持っている人の圧力を加える権利を認める民主主義です。民主主義的な政治を主権者が正しい情報に基づいて正しい判断をするためには、報道の自由を認め、マスメディアが正しい情報を提供することが不可欠です。国民の知る権利とは民主主義そのものです。公共の討論の場がないといけません。情報を知って討論することが必要です。日本の公職選挙法は戸別訪問を禁止していますが、買収の恐れよりも討論が大切だと思います。公共施設を政治的テーマによっては施設を貸さないのもおかしいですね。これは民主主義1の考え方です。

実質的民主主義を生かす社会はどのようにできるかと考えると、労働組合は重要な役割を果たしています。民主主義が死ぬと労働組合の死です。ファシズムの時代にドイツと日本で示されました。ドイツと日本では、独裁政権によって政党活動の自由がなくなり、言論の自由がなくなり、デモンストレーションの自由がなくなり、報道の自由がなくなった。そして労働組合が解散させられた。日本の場合は自主解散ですが。労働組合は民主主義を実質化するための運動体です。

民衆運動、社会運動のなかで自分たちの生活をどうつくっていくのかを考えて、討論し、発言することは当然のことです。ドイツでは、環境や都市開発に関する住民協議会があって、選挙（政党選挙だそうですが）で選ばれた委員が話し合っ、一定の決定権を持っている。会議は公開、事務局は地方自治体の職員です。地方自治体の職員は、首長の政策を下におろすのではなく、協議会を代表して行動しなければならないと書かれています。実質的な民主主義を膨らませないと民主主義は成り立ちません。

安倍政権の基本的性格

日本はどうなのかということ、私が労資妥協といった二大政党制が日本では成立しませんでした。55年体制と言っても、与党が3分の2の議席を占める一党支配体制です。日本では保守が圧倒的に強い。なぜなのか分かりませんが、よく考えなければならない問題だと思っています。

憲法改正の関連でいうと、3分の2の保守勢力の中に、非常に非合理主義の潮流、戦前の天皇制を良いとする勢力が入っている。戦後の保守勢力は、戦前の天皇制、非合理主義を当然のことと考え、体制を引き継ぎながら軍備を縮小する、民主主義や人権の制限を少し緩和することを考えていました。だから、憲法は押し付けられたというわけです。

安倍政権は、トランプと似ているところがあります。例えば、最近の労働対策は、同一労働同一賃金など労働者の味方のようなことを言っています。デマゴギーが多いですね。森友・加計問題を見ているとマスコミ報道をでっち上げだと言っています。安倍は異端として出てきたのではなくて、エスタブリッシュメントの正統派の中に安倍がいて、それが支配勢力になってしまった。そしてデマゴギッシュなトランプ現象的な性格を兼ね備え、軍事大国をめざす危険な勢力です。

政治の変動期と労働運動の課題

労働運動の課題ですが、いままで話したことを3点にまとめてみました。一点目はネオリベリズム・グローバリゼーションの行きづまりです。労資妥協の二大政党制の変質が生きている人間の社会とぶつかってしまったという行きづまりです。二点目は選択肢としての左派と右派です。多様な道が生まれてきて大きな変動期に入ってきているということです。三つめはさまざまな選択肢のなかで重要な対立軸となっているのが民主主義です。民主主義が最後の一線です。これを超えると大変なことになる。

労働組合は、最低限民主主義を死守する、民主主義のために幅広い結集体をつくるのが重要になっています。日本の民主主義にとって分岐点になるのが憲法改正だと思います。フランスの左翼戦線は、民主主義を守りネオリベラルに反対するEU議会選挙のための組織ですが、共産主義者、社会主義者、共和主義者、エコロジスト。急進左派、極左が結集しています。ヨーロッパ労働運動のETUC（欧州労働組合連合）は明らかに左下に位置しています。EUのギリシャ対策に真っ向から反対した勢力です。

左派的な勢力が政権をとっても新自由主義的政策をやらざるを得なくなった。その原因はグローバル金融市場です。これをどう規制するのか課題です。私が言いたいことは、グローバル金融市場は自然現象ではないということです。ITUC（国際労働組合総連合）は、新自由主義は多大な災難を引き起こした、グローバルガバナンスが必要だと言っています。私が考えるには、イスラム問題も新自由主義の問題、資本の資源地域の支配の問題だと思っています。

日本の労働運動の課題ですが、国際的な労働運動が民主主義を守ることをめざしていますので、そのような視点が重要です。同時に、貧困、格差、差別などの身近な職場の問題とつなげて大きなテーマにしていくべきだと思っています。

（編集部で責任で講演内容を要約）

特別報告



辺野古新基地建設阻止

高江ヘリパット建設阻止の取り組み

福元勇司（沖縄高教組委員長）

沖縄の辺野古の状況、高江の状況を報告します。

1995年少女暴行事件があり、翌年、日米間で普天間基地の全面返還が合意されました。その合意は、国民には知らされなかったのですが、辺野古に新基地をつくることが前提だったのです。大浦湾は水深が深く、イージス艦級の艦船が接岸できる港をつくることができます。戦時中は日本軍の潜水艦基地があったところです。

2004年に普天間基地所属の大型ヘリが沖縄国際大学に墜落しました。米軍が事故現場に消防も警察も入れない。ヘリの機材の一部に放射性物質が使われていたみたいですね。オスプレイが配備されるということで12年9月に10万人集会を開いて抗議しましたが、予定通り配備されました。県議会と41全市町村が、13年1月に政府に対して、県民の総意として、①オスプレイの配備撤回、②普天間基地の閉鎖・撤去と県内移設断念を「建白書」という形で政府に求めたのですが、政府の圧力に屈した県選出の自民党国会議員と自民党県連及び前知事が、同年12月に選挙公約を撤回して県内移設に転じました。仲井真前知事は13年末に辺野古埋め立てを承認まで行いました。

新基地建設の是非を争点とした、14年の名護市長選挙、県知事選挙、那覇市長選挙で建設に反対した候補者が、また年末の衆議院総選挙および16年の参議院選挙でも、沖縄選挙区のすべてで、建設に反対する国会議員が選出されました。民意は基地建設反対ですが、政府は一顧だにせず、14年7月には建設に向けた作業を強行しました。

ご承知のとおり、裁判では、高裁でも最高裁でも負けました。争点は前知事の埋め立て承認に瑕疵はなかったかということです。埋め立ては環境を破壊すると専門家が指摘しているのですが、裁判では全く取り上げられていない。裁判長を入れ替えて国側に有利な判決が出たわけです。辺野古の闘争はもう終わったという印象を県内外に広めました。

現在、辺野古では護岸工事が始まりました。岸壁から岩を入れた袋を沈めて栈橋工事をしているところです。政府は本格工事に入ったと印象付けようと思っていますが、本

格工事には程遠い状況です。翁長知事は工事の撤回を求める裁判を考えており、時期を見計らっている状況です。今後工事を進めるには、県知事や名護市長の許可をもらわなければならないことがあります。ところが名護漁協が漁業権を放棄しました。国は放棄した漁業権のエリアについて県の許可をもらう必要はないと勝手な解釈をしています。今までにない解釈です。工事はゆっくり、ゆっくりです。国は何か様子を見ているような気がします。世論が白旗を上げるのを待っている感じです。

2月にポセイドンという海洋調査船が辺野古にきました。大浦湾の海底は石灰岩でできていて、地盤が十分な強さを持っていない。鍾乳洞があるのではないかという専門家もいて、簡単に埋め立てるわけにはいかないようです。

辺野古では今でもゲート前の座り込みと排除が続いています。

山城博治平和運動センター議長が微罪で逮捕され、長期にわたって不当拘束されました。人権保護団体の要請を受け、山城さんが国連 人権委員会で話をすることにしています。彼は裁判中ですので国外に行くには裁判長の許可が必要ですが、先週、許可が下りました。6月の中下旬に海外で沖縄の現状、国の政策に対して抗議している人を暴力的に排除している人権無視の状況を訴えてきます。翁長知事も6月の下旬にオール沖縄でアメリカに行き行って訴えることになっています。

高江の集落の周りに6か所のヘリパット建設が完成しました。突貫工事であったため、オスプレイの訓練が毎日行われている状況ではありません。使える所と使えないところがあるようです。騒音の影響やオスプレイ特有の重低音、低周波の影響を嫌って、子供を持つ家族が引っ越したこともあります。現地では今でも監視を続けています。

本土に来るとオスプレイやヘリコプターが飛んでいる様子が日常生活にないですね。沖縄で起こっていることは他人事ですよ。他人事をどう全国課題にするのかが私たちの課題です。オール沖縄が、地方から呼ばれて話に行く、アメリカに行くなどの活動をしています。

労運研の議論でも、非正規の問題をどう自分たちの問題にして、若い人たちが将来に夢や希望をもって働ける社会をつくり上げていくのかが問われていると思います。辺野古でも右翼が「お前らアメリカが押し付けた憲法9条にしがみついて」と街宣活動をしています。私たちが他人事を自分事にしていく世の中をつくらないといけないし、今が民主主義をつくり直す時期ではないかと思っています。

全体会議

貧困・格差・差別と闘う総がかり労働運動を実現しよう！

開会あいさつ (福元) 全国各地からお集まりいただきましてありがとうございます。

バブルが崩壊して急速に日本社会が変わってきました。教え子が卒業しても就職できない、大学を出ても非正規。労働者の4割が非正規と言われていますが、女性、若者の5割を超えて正規になれない状況です。経団連が派遣を含めて、非正規をつくってきました。日本のGDPは1995年からほとんど増えていない。企業は内部留保を蓄え、労働者に配分されなくなった。法人税は下げられる一方で、社会保障は切り下げられる。給料が下げられた上に、自己責任でやりなさいという社会になってしまった。私たちが心を痛めているのは、若者たちが将来に夢や希望を描けないことです。結婚できない、子育てできない。社会保障制度を支えているのは働く者の税金じゃないですか。若者たちが非正規で社会保障は成り立ちません。このような社会をどう変えていくのかというのがこの集まりだと思います。活発な討論をお願いします。

討論課題の提起 (伊藤) 労働運動研究討論集会は今年で5年目の活動に入ろうとしています。労運研の基調として、①新自由主義と対決する労働運動、②労働基本権を行使する労働運動、③新しい労働運動の創造とその担い手の育成を確認してきました。そして、今回は「新しい労働運動の創造とその担い手の育成」に踏み込みたいと思っています。

安倍は、2020年までに憲法を改正し、施行すると発言しました。安倍が9条の1項、2項を残して新たに3項を設けるということは、1項、2項は侵略戦争を否定していると解釈し、新たな3項に自衛隊の保有を明記し、自衛戦争を合憲とするものと思われます。この改憲発言は、野党共闘の分断、総がかり行動の分断を狙ったものだと思います。連合は安倍の改憲発言について議論を開始するようですが、その結果は極めて重大です。

安倍のこの間の政治は、森友問題、加計問題、改憲発言などにみられるように、公平・公正・民主主義をないがしろにした「権力の私物化」に他なりません。韓国では、権力を私物化したパク・クネ政権が、民衆によって打倒されました。私たちは、安倍政権を打倒する決意を今まで以上に固めなければなりません。

労運研は、新自由主義の最大の負の部分である「格差と貧困」に切り込む闘いを考えてきました。それが、労働契約法20条を使った格差是正の裁判と最低賃金大幅引き上

げキャンペーンです。労契法20条裁判は、長澤運輸事件で見事に勝利したわけですが、東京高裁では逆転敗訴、続くメトロコマース事件でも敗訴しました。

私たちの闘いを封じ込めようとして打ち出されたのが、「働き方改革」での「同一労働同一賃金」と言えます。「キャリアコースが異なれば賃金格差があっても不合理ではない」とするガイドラインの考え方は、現行の賃金差別を正当化、固定化するものです。

長時間労働の是正と称して、月間100時間までの残業を合法化することは、殺人未遂行為にほかなりません。長時間労働の是正は、人間らしい生活を取り戻す闘いです。賃金引き上げと労働時間規制を結合し、「残業しなくても生活できる賃金」を実現する闘いが必要です。政府が労働時間規制をなくすホワイトカラー・エグゼンプション法案を提出しておきながら長時間労働の是正を言うのは矛盾しているのではないかという人がいますが、私はこの二つはセットであると思います。

「雇用関係によらない働き方」は、労働契約ではなく、業務契約、請負契約によって働く働き方です。すなわち、労働者ではないので労働者保護が適用されないのです。

解雇の金銭解決は、働きの悪い者、会社に不満を持つ者を自由に解雇することができる制度ですから、闘う労働組合は存在できなくなります。権力に歯向かう者を犯罪者とする「共謀罪」と同様の思想性を見出すことができます。

このように見てくると「働き方改革」は、甘い言葉で非正規労働者を取り込もうとするものですが、そこには、非正規労働者差別をなくすという人権尊重の思想はひとかけらもありません。そして、公務職場に会計年度任用職員という労働基本権を制限した非正規労働者を導入しようとしているのです。さらに、将来にわたっては「日本的雇用システム」を見直した「雇用関係によらない働き方」をめざしたものと言えます。

将来、働く人は、①労働時間規制のない正社員、②労働時間、就労場所、職務などが制限された限定正社員、③請負契約で働く人の3つに類型化されるのではないかと思います。どこまでが労働者で、どのような労働者保護が適用されるのか分からなくなってしまう。そこには労働者の団結など存在する余地はありません。このような「働き方改革」攻撃とどう闘うのか、戦略的展望を持ちながら、攻撃の弱点に鋭く切り込む闘いが求められていると思います。

今回は初めて分科会を設定しました。より実践的な議論を深めようと思ったからです。

「新しい労働運動の創造とその担い手の育成」に踏み込むということは、運動をつくること、運動をつうじて活動家を育てることです。その新しい労働運動をつくるのは、ここに結集した皆さんです。田端さんの話を引用すれば、改憲勢力に対抗する幅広い戦線を形成し、民主主義における労働と生活の復権を実現する余地は十分にあります。職場にしっかりと根差した運動をどうつくるのか。非正規労働者と正規労働者の団結、民間労働者と公務労働者の団結をどうつくるのか。地域の共闘をどうつくるのか。いままでの労働運動の延長線上で考えるのではなく、新しい労働運動をつくるために真剣に議論していただきたいと思います。そのとき、労運研はどのような役割を果たすべきなの

か、どのような活動をすべきなのか意見を出していただきたいと思います。全国化と世代交代がキーワードだと思います。

辺野古に基地をつくらせない。戦争をさせない。憲法をかえさせない。安倍を打倒する。貧困・格差・差別と闘う総がかり労働運動を実現するため、熱のこもった議論をお願いして、討論課題の提起とさせていただきます。

まとめ（伊藤） 今回初めて泊まり込み、分科会を行いました。「新しい労働運動の創造とその担い手の育成」に踏み込むということは、運動をどうつくるかということのことです。反対運動をつくることは簡単ですが、新しい運動をつくることは大変なことです。

青年運動の話がありましたが、青年が交流すると、自分のところでもあのような運動をつくっていこうと刺激を受けるわけです。運動を軸に横につながり、連帯をつくっていかないと組織は強くなりません。いま、私たちは総がかりの運動をつくっているわけですから、ナショナルセンターを超えて労働運動を横につなげていくことが問われています。

労運研は、労契法20条、最低賃金引き上げなど非正規労働者の闘いつくってききましたが、そのたたかいを封じ込めるかのように、「働き方改革」が打ち出されてきました。また、政府は、公務員は労働者ではなく、任用という「お上に仕える召使」という考えですから、公務職場の非正規労働者を任用職員にしようとしています。改正地公法の施行は2020年です。憲法の改正・施行も2020年です。平和運動の中心部隊である公務員を抑え込み、総がかり行動、野党共闘を分断して総選挙に勝つという安倍の作戦です。

労運研の課題は全国化と世代交代といいましたが、地域の運動をどうつくるのか、横のつながりをどうつくるのかが課題です。分科会の討論では、たたかいの課題は見えてきたが、どうたたかうかはまだまだ見えてこないのが実情だと思います。非正規をなくす運動を進める場合に、非正規と正規が、民間と公務員が一緒になってたたかうにはどうしたらよいか。安倍は労働者を取り込みながら分断を固定化しようとしているわけですから、私たちは、団結をつくり上げながら分断攻撃を打ち破っていく運動を展開していかなければなりません。最賃引き上げと賃金体系、公契約条約における職種別賃金などを研究しなければならないと思います。その意味では、研究課題は奥深いのですが、団結づくりに役立つ研究でなければ意味がありません。パワハラ・セクハラに対抗する人格権の確立、常用労働者をすべて派遣労働者に置き換える策動にどう対抗するか、労働者性の問題などの課題もあります。

いずれにしても、労働者保護、社会保障と民主主義の充実に向けたたたかいを地域からつくって行くことです。各地のたたかいの情報交換を「労運研レポート」で行い、「労運研レポート」の読者を拡大し、地方での労運研の集まりを開催するなど、労運研運動

を広げることをみんなで一緒にやっていきたいと思います。

閉会のあいさつ（石川） 私は自治労ですが出身は国保労組で労組法適用の労働組合です。ストは30年以上前にやってからやっていないのですが、たたかうことの重要性を感じています。地公法の改正によって地方公務員の働き方が変わってしまいます。大阪で橋下知事が実現する前に、非正規の人が「橋下が当選すれば、自分たちの働き方がよりきつくなるだろうが、それ以上に正規の人がオロオロする姿を見たい」と言っていたことを思い出しました。非正規問題はイコール正規の問題です。格差を放置するのではなく、自分のこととして運動に参加するのか、正規、非正規と一緒に戦えるのかが本当に問われていると思います。単組の中では温度差がありますが、課題の大きさをしっかり受け止めて、職場での取り組みを全国的に展開していくことを確認し合いながら、討論集会を閉じたいと思います。

第1分科会

最賃闘争—最賃大幅引き上げと全国化の課題

「最賃闘争—最賃大幅引き上げと全国化の課題」をテーマに第一分科会は討議がおこなわれました。

最初に最賃キャンペーンをすすめた河添さんから最賃キャンペーンの紹介がされ、キャンペーンは、「今すぐどこでも時給1,000円！時給1,500円を目指して」をスローガンに、幅広く労働組合に呼びかけ進めてきた。時給1,500円は、1,000円では既にそれに近い地域もありインパクトなく、暮せるにはそのくらい必要というのと、米国の15ドルキャンペーンもあり、スローガンとして打ち出した。審議会に対する取組など技術的にはいろいろ考えなければならない点はあるが、「生活できる必要な賃金水準」をスローガンにすることで、そこに向けての議論を始める意味で有意義だったと話されました。

地域別最賃の引き上げと職場での取り組みを結びつけてすすめている郵政ユニオンの中村書記長からは、郵政は非正規が職員の半数おり、格差をなくそうということで、セーフティーネットとしての最賃の必要性から最賃闘争を始めた。春闘の賃上げと並び秋季は最賃改訂闘争として闘っている。企業内最賃闘争ではより低賃金な日本郵便輸送でも最賃引き上げ要求を出している。郵政では期間雇用職員の時給に関しては、地域最賃プラス20円と地域最賃が賃金にそのまま反映する仕組みになっている。地域最賃が上がると賃金上がるので、郵政ユニオンは職場での賃金闘争と地域最賃を結合して闘

うことを進めている。高知では幅広い結集で最賃闘争を行いマスコミにも取り上げられた。課題として地域別最賃は地域間格差が大きく、各地方毎の郵便局での労働者の最低限の賃金に格差が出ており、その解消のためにも全国一律の最低賃金と大幅引き上げが運動的課題となっているという報告がされました。

公契約条例について江戸川ユニオンの小畑さんから報告を受けました。公契約では建設関係は設計労務単価で算出されるが、業務委託は労賃の目安がなく自治体が勝手に決めている。そのため条例で生活できる公的契約における最低賃金を決めて縛っていこうと公契約条例作りが始まった。全国 36 自治体に広がっているが、その賃金の条項は、職種別基準、19 歳の初任給水準、生活保護基準、国の建築物保全業務単価基準、国の賃金構造基本協定調査基準、その自治体の現行発注実績、地域の最賃基準、自治体の臨時職員賃金基準、市内の同一職種賃金とバラバラな状況。またそのすべてが 19 歳高卒初任給の単身者を基準にしており、職員では昇給があるので年齢によって上がるが、公契約の委託先労働者の賃金は年齢が高いベテランでも上がらない状況になっている。単身者での賃金では低すぎるため、もっと生活に見合ったものに賃金水準を引き上げていく必要性が有る。公契約が出来たところではそれを目指し賃金水準をいくりにするかが議論され出している。いくらの最低賃金にするかというとき ILO は労働者と家族の生計費としている。日本の生活保護の母子家庭や標準家庭基準は 1,200 円以上になり、法定最賃は低すぎる。イギリスは最賃が年齢で上がっていく。最賃 1,500 円は要求すべき。公契約では直接労務費だけでなく、間接管理費を積算に入れるべき。そうでないと保証しきれない。公契約の最低賃金と最賃との差が当初と比べ最近では縮まってきており引き上げが必要。また最近では法定最賃になっている公契約条例も多い。高卒初任給の低さも改善が必要などと指摘された。議論では、毎年入札価格が下がり、それに伴い労働者の賃金が毎年下がる状況の改善には公契約は有効であること、公契約条例を制定した自治体ではその後の検証が必要なこと、委託事業者の労働者との接触が難しく実態がなかなか見えないが、ひどい実態が存在していることなどが語られました。

分科会テーマであった最賃闘争の全国化の課題についての議論にも多く時間を割きました。そもそも全国一律最賃が労働界の主張であったが、労働運動、大衆運動の後退の中で審議会に収斂されてきてしまっている。現行の最賃決定の審議会制度そのものに対する、チェック・監視、介入をもっと強める必要がある。そのために傍聴への取り組みだけでなく、審議委員と話をする、要請を行うなどを通じ委員へ圧力をかけていく、当事者により近い立場の人を委員にしていくことが必要。審議会そのものを傍聴できる県とそうでない県があり、栃木県ではできるとのことで傍聴を取り組んでいるが、傍聴席も完全にはいつも埋まっていけないという状況だという。中央最賃審議会に関しても部分的傍聴が可能で、もっと地域的に運動を強めていき、一県ごとすべての県の議会を潰していく作業が必要。

高知のように、様々な潮流を結集し、またパートなど当事者を入れた取り組みで、マスコミにも取り上げさせ、広く最賃問題をアピールすることが必要との議論がされた。

JAMの早川さんからは特定最賃（産別最賃）が地域最賃と比べ上がらず、同水準になってしまっている。財界側は産別最賃廃止を長らく目指してきたが、実態として進んできてしまっている。特定最賃は一部業種に限られており再構築が必要となっている。また「働き方改革」で出てきているような雇用に基かない働き方、クラウドワークのような働き方は、そもそも最賃に縛られない働き方であり、こういった働き方が増えており、こういったものへの対応も考える必要があることを指摘されました。

最賃の影響を受ける労働者が500万人に上るといいう広がりが生じている現在、その人々をどのように運動に入ってもらえるのかに関して、賃金の考え方が勉強の機会もなく希薄な状況が生まれているので、時給を月給に換算する、また月給を時給に換算するなどし、長時間労働は時間あたりの賃金単価を引き下げることになるなど、わかりやすく示す工夫が必要なのではないかと指摘がされた。

最賃は高校生、大学生にはわかりやすいので、最賃問題を通じて、最賃を引き上げる力は労働組だともアピールできるなどの意見も出された。最賃闘争を広げていく必要性や全国的な統一行動の必要性があるということ、その方法について議論されました。このことに関しては、最賃キャンペーンの呼びかけを地方で待っていたけれど呼びかけられず何をしたらよいかわからなかったということも出されました。もっと発信を強めながら地域での闘いと中央レベルでの闘いを結合させていく必要があり、課題の重要性に対し、地方レベルで求められていることに対して運動が追いついていないと反省しつつ論議を終えました。

（文責：事務局）

第2分科会

非正規労働者との連帯—非正規労働運動の

現状と「働き方改革」の検証

この分科会に与えられたテーマは、次の5点でした。

- ① 非正規労働者を迎える準備（組合規約、労働協約の点検等）
- ② 非正規労働者の差別をなくすたたかい
- ③ 労契法20条不当判決に対抗する裁判戦略の立て直し
- ④ 地方公務員法等の改正の問題点と会計年度任用職員、業務委託への対応
- ⑤ 「働き方改革」の検証と非正規労働者と連帯するたたかい

こうした観点から、冒頭、事務局から予め要請していた3つの報告をいただきました。

○白石（官製ワープア研）さんからは、テーマ④に関し、「今回の非常勤職員に関する改正法の最大のポイントは、新たに創設される会計年度任用職員がフルタイム（給与・旅費・各種手当支給可）と短時間勤務（報酬・費用弁償・期末手当のみ支給可）によって処遇に格差が生じ、正規職員と合わせ三層構造の格差が法律によって固定化されたという点であり抜本的な処遇改善とは程遠いもの。」との評価とともに、「現在 64 万人の自治体非正規の内、22 万人が 3 条 3 項 3 号の労組法適用の特別職非常勤職員であるが、大半が 22 条 2 項の会計年度任用職員に転換させられることにより自動的に労組法適用除外され、労働組合から職員団体へ移行させられる。また、現に退職手当や住宅手当などを支給しているところは、これからは違法扱いとされ、非常勤職員の処遇に関する低位平準化が進むと考えられるだけに兵庫・大阪などの先進県での取り組みが重要である。」との指摘を受けました。なお、白石さんからはその前段に、テーマ⑤に関連し「文在寅韓国新大統領が当選直後最初に行った大統領としての仕事が仁川国際空港に出向き空港公団 1 万人の非正規労働者の無期雇用化を実現させたこと、彼が大統領選に勝利した最大の要因が 80 万人の新規雇用創出などの雇用労働政策が多く国民から支持されたこと、さらに、韓国で最左翼と評される朴元淳ソウル市長の市役所・関連団体での 2020 年からの残業ゼロ実現に向けたワークシェアリングの取り組みが積極的に展開されている。」などの韓国の現況報告とともに、「この韓国のチャレンジを、残業 100 時間まで OK という日本の働き方改革にどうぶつけていくのかが我々の課題。今の韓国の左派運動はかつての日本の運動に学んだもの。例えばソウル市の労働権益センターは、未組織労働者の福利厚生事業を行っているが、これは東京都の勤労福祉会館をヒントに作られたもの。韓国にできて日本でできないはずがない。」と鼓舞された。

○森（自治労兵庫）さんからは、テーマ②及び④に関し、1990 年に 6 つの臨職単組で協議会を設置して以降、現在 50 単組までに拡大した兵庫の非正規運動の報告を受けました。

冒頭、自治労兵庫の非正規運動の基本的スタンスは、対県交渉のみならず自治体交渉も組織化も正規組合に任せるのではなく、「臨職・非常勤の当事者自らが一步前に出ること」を心掛けて進められて来たことが強調されたが、その一方で組織強化と待遇改善が進むにつれて巧妙となる当局の対応についても紹介された。その典型的な例が明石市非常勤給食調理員労働組合であり、退職金も地域手当・住居手当も支給され正規の 7 割程度の賃金水準を獲得して以降、当局は従来からの 17 条任用を止めてしまい、結果この 15 年余りで当該組合員は 60 人から 28 人に減少したこと。このような労働条件が安定するに伴い勝手に任用根拠が変えられた例が他にもあり全県的に「恒常的臨時職員」という人が増えてきており、その組織化が重要な課題になっていることが強調されました。その他にも 22 条の場合「半年雇用の 1 回更新」しか認められていないが、現にそれで 10 年、20 年働いている人が多くいる実態や、3 条 3 項 3 号任用職員の労組がスト

ライキを打ったため、当局が突如として任用根拠を 17 条に変更した例など、法的には当局がテクニックを駆使するだけに、県本部的には「法律で闘うのではなく、実態で闘う。」ということ強調しているとのことでした。

なお、今回の法改正に関しては、「一步前進」という評価もあるが、兵庫的には既に 35 の組織で一時金を確保している現状からしてピンとこないし、8 つの単組で確保している退職金制度をどう確保していくかなど大変な事態になるだけに、全県的な取り組みを強化していきたい。また、フルタイムの会計年度任用職員については将来において正規からの任用替えも想定されるだけに、その対策と組織化を進めながら現在の非正規 2500 人組合員の倍増を目指したい。との決意が述べられました。

○須藤（郵政ユニオン）さんからは、テーマ③に関し、東日本原告団 3 名と西日本原告団 8 名の 2 つの争い展開している郵政 20 条裁判の現況報告がなされ、東日本は今年 18 日に結審となり 9 月 14 日に判決を迎える（西日本について年内遅くとも年度内には判決が出るとのこと）がこれまでの流れとは異なる判決が出るものと確信していると述べられた。

また、郵政訴訟の特徴点として、第 1 に、求償対象が基本給ではなく手当に限定（夜勤手当、集配に関する諸手当）していることや休暇制度の差別解消に絞っていること。第 2 に、対象者が約 19 万人にも及び他の裁判に比べその結果の影響力が極めて大きいということ。第 3 に、原告と隣で一緒に働いている同一職務の正社員が証言してくれたこと、第 4 に、比較対象の正社員を、従来の裁判では「将来幹部職員となる可能性のある者が正社員」という概念だったが、郵政の場合 2014 年 4 月のコース別人事制度導入に伴い誕生した役職昇進や転勤がない「新一般職」をその比較対象としたこと。第 5 に、「長期雇用のインセンティブ論」についても、郵政の場合は労契法 18 条による無期転換社員（アソシエイト社員）が 8 万人にも及ぶ状況の中で矛盾が露呈していること。などが紹介されました。

なお、今後の課題としては、①連帯という次元を超えた共同作業として取り組むべき「非正規労働者の組織化」、②20 条違反については単なる損害賠償に止まらず就業規則の改正等の「地位確認の取り組み」、③20 条裁判によらずとも団体交渉でどれだけでも改善できるわけで、その成果を産別・組織を超えて共有化することの大切さが強調されるとともに、安倍政権の「同一労働・同一賃金」という大変耳触りの良いスローガンに対抗すべく、分かり易いスローガンを我々も作る必要性を強く訴えられました。

その後、他の参加者から概要以下（順不同）の報告・発言がなされました。

○トヨタやシャープなどで働く外国人労働者の「雇止め」「指名解雇」問題を契機とした組織化や実力闘争や裁判闘争の中で解雇撤回・和解に持ち込んできた。今後、労契法 18 条に伴う雇い止めが危惧されるだけにその阻止に向け頑張りたい。

○総務省調査の自治体非正規 64 万人は、クーリングオフ対象者を含めればもっと存

在するのではないか。高知では、当面する非正規組合の既得権確保や高知市以外への非正規組織化拡大に向けた正規（組合）との連携を深めたい。

○東京のフジビ闘争事件（2012年9月、計画倒産させられたフジ製版のパート社員5人が親会社・富士美術印刷を相手取り損害賠償請求）に関し、裁判では破産債権の8割以上が労働債権でありその主因が下請け代金の3割もの値引きという事実を認めながらも親会社の責任を認めず不当な判決となったばかりでなく、会社側がそれに対抗する形で、争議ビラなどで名誉を毀損されたと提訴したスラップ（恫喝）訴訟で350万円の支払い命令の判決が出される不条理について、「実態が制度・法律によって歪められ、生きる力を奪っている。」との強い怒りの表明と闘争支援の要請がなされた。

○小田急バスで80人のコミュニティバスの非正規運転手を2015年に正規化するという方向性が確認されたが、その条件として、非正規が自分の車で乗り継ぎ地点まで向かうという「乗り継ぎ協定」を、正規のダイヤにも拡大するという提案がなされ頓挫したままとされている。との「正規の非正規化」への懸念が報告された。

○学校職場の非正規の現状について、コマ数が少ない美術・音楽等の芸術教科に多くほとんどが2～3校掛け持ちであるが、5授業コマ数につき+1コマ分は準備時間として手当するなど分会長が中心となって組織化や改善が図られていることの報告とともに、根本的な課題として、「定数法」の枠組みの中で業務量増加分は時間外労働という縦軸の伸びで吸収しているが、人を増やすという横軸を拡げる運動を強めていく必要がある。

○20条裁判の「中央学院大学非常勤講師・小林勝さんの裁判を支援する会」の取り組みに関し、「大学の非常勤講師は、実に全体の4割を占めるまでに至っているが、複数の大学での掛け持ち授業をこなしても年収は200万余り。現状は準備書面のやり取りに終始し大学側は時効論と責任回避論（教授会協議案件）に終始し真正面から向き合おうとはしない。」との大学の非常勤実態の深刻な現状が報告された。

○新潟では、直営の県立病院から県がほぼ全額出資した一般財団法人に「看板替え」しただけの民間病院に移行した際、正規職員は他の県立病院に転勤したが、非正規は新病院の採用試験を受けろと言われた。何とか雇用は守ることができたが一時金は3割カット、長年かけて勝ち取ってきたものが経営形態を変えるだけでチャラにされてしまう何ともやりきれない話。新病院職場でも組合を立ち上げたが、非正規割合は約4割に及び組合加入に苦労している。

それ以外の特徴的な議論では、分科会テーマ①に関し、「私鉄労組の多くは組合員資格が正社員のままであり、非正規の組織化が遅れている。」「長野は非正規の組織化が遅れており1単組しかない。その大きな要因の一つに役員的一年交代など、役員によって対応が異なることから、この推進部隊をどう定着し強化するかが課題。」などの課題が明らかにされました。また、テーマ④に関しては「公務員の労働基本権回復の取り組み

みを本格化すべし」、「自治労本部は裁判闘争を重視していない。このままでは自治体非正規の1年雇止めは止まらないのではないか。自治労と日教組で組んで全国で闘争団を作るくらいの構えが必要。」などの根本問題の運動化が訴えられました。

総じて本分科会で確認されたことは次の2点に集約されます。

第1は、非正規運動を強く大きく広げていくためには、20条裁判だけでなく、18条問題でも明らかなように、労働契約法の各条文の適用解釈が、同法第1条（目的）の「この法律は、… 労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。」に照らしたものとなるよう、「法と実態の乖離」から「法と実態の一致」に向けたあらゆる実践活動を官民間問わず全国の津々浦々で展開することが何よりも肝要であること。

第2に、その実践活動（具体的な闘争とそれに携わった人）を「繋ぐ」ことの重要性です。今回、兵庫ユニオンから、兵庫で1990年から官民の枠を超えた「パートユニオンネットワーク」を作り「あなたと私をつなぐニュース」発行などの取組みが地域全体の非正規運動強化の広がりや強化につながっていること、特に3月11日に開催された「兵庫たたかう仲間の集会」での全港湾本四海峡バス分会の「契約社員全員の正社員化」の取り組み報告が他の労組にも大きな刺激となったことが報告されましたが、このことを全国化するという意味でも、改めて「労働運動研究討論集会」の意義を再確認できました。

（文責：事務局）

第3分科会

青年労働者共闘の現状と明日の課題

「労運研は『新しい労働運動の創造とその担い手の育成』に踏み込む」としているが、その試みが「第三分科会」であった。労働運動の後退が云われて久しいが、「青年運動」はどこもピンチだ。そもそも私たちの周りには青年が少なくなっている。

しかし、ここ数年、私たちの周辺でも青年運動の再建のための小さな努力や具体的な取り組みが散見するようになってきている。この努力にしっかりとエールを送り、連帯し、できればこれを機会に青年運動の可視化、活性化に助力できればとの思いの企画であった。

第一日目は、「福島連帯さよなら原発キャラバン」の取り組んできた全港湾松本委員長から報告うけて交流した。

二日目は、四国のM市職労の組織活動、特に自治体合併後の青年部再建を中心とした

取組みの報告をうけ交流した。

フクシマ連帯キャラバンのはじまり

原発事故から3年がすぎた2013年末、当時、第二次安倍内閣が高支持率を背景に公然と原発の再稼働、エネルギーの原発依存、原発の輸出促進を堂々と発言し、原発事故がなかったかのような雰囲気を作り出されようとしていた。

そのような状況を危惧し、全港湾の伊藤委員長（当時）から、「原発事故を風化させないためには思い切ったとりくみが必要だ。そのためには、青年労働者の行動しかない。青年労働者に拠るキャラバンを取り組もう」との提案があり、全日建、全国一般全国協がとともに三単産として取り組むことが確認された。ここからフクシマ連帯キャラバンは始まった。

四年目のキャラバンは大きな飛躍の第一歩

2014年3月、三単産主導で始まった福島連帯キャラバンは平和フォーラムと連携をとりながら福島県民大会から一週間の行動をおこなった。最終日、東京平和運動センターと合同で新木場から10kmのデモ行進、満員の日比谷野音に入場し、若いキャラバンの団長による壇上でのあいさつは多くの共感を呼んだ。

2015年3月4日の福島県民大会から一週間のキャラバンを行ったが、東京集会が翌週28日だったために、横浜での集会で切り上げるようになった。参加者は50名となったが、三単産の枠にとどまっているという印象はぬぐえなかった。

翌2016年は、前年の反省に立って、「①県民大会から東京集会参加で2週間とする②平和フォーラムを軸に多くの組合に広げる③広げるためには中心になる三単産が責任ある参加者を出す」ということで取り組みました。しかし、平和フォーラムの準備、それぞれの単産の取り組みなどで多くの反省点があったが、青年労働者はフクシマ連帯キャラバンを広げていこうということで頑張った。

今年、これまでの取り組みの成果として大きく前進した。第一に、自治労、日教組、国労など多くの組合の参加があったことである。第二に、平和フォーラムの共同代表が直接担当し、平和フォーラムとしての取り組む姿勢を明確に打ち出したこと。第三に、これからこの運動を引っ張って行く青年労働者が多く参加したことである。まだまだ小ぶりだが、大きな広がりの可能性を秘めたキャラバンとなったと思う。

今年のキャラバンは質的にも大きな飛躍を感じさせる陣容であった。それ故に具体的展開のイメージについてはまだまだ議論が足りないのではないかとの指摘もあった。次年度にむけて早速関係団体と協議を開始したい。

【四国・M職労の取組み】

2006年3月に6町村が合併し、誕生したのがM市で人口は合併時点で34,826人だったが、10年を経過した2016年9月末口で27,801人と激減し、職員数においても、「6

人退職で1人採用」という合併協議会の決定事項により、当初658人から2016年4月1日現在で487人になり、職場の労働強化が加速している。

合併とともに旧単組が組織合同した。それに伴う賃金や権利の条件整備などを重点的に行い、一定の成果も勝ち取ったが課題も山積しているため、組合専従1人(書記長もしくは書記次長)と書記2人を配置し、721,48平方キロメートルという広大な行政面積(四国では最も広い面積の自治体)のあらゆる職場の組合員をつなぐ役割を果たしている。

1. M市職労の組織や運動形態

執行委員会(委員30人)は平均して毎月1回程度の開催。また、年に2~3回の中央委員会(大会に次ぐ議決機関)を開催し、その前後に全職場で職場集会を配置する。6町村が合併しているため、旧町村の支所ごとには「支部」を組織している。社会福祉協議会も組織化しているが、まだ組織率は低い。

2. 基礎となる労働組合運動をどうつくるのか 市職労の活動方針と運動内容

活動家が労組役員を担い、原則的な労働運動を構築する

○組合員の意識は「人員要求」や「賃金改善」が大勢を占めている。この課題にこだわった運動をする。

*当局との力関係を堅持する事前協議を徹底させることと、職場での労働運動をいかに体現するか

○「一人一要求」「独自要求」を提起し、職場集会を配置、確定期~春闘期の取り組み上として進める。

*特に時間外勤務の実態を把握し、不払い労働の解消に取り組む。

○全組合員がなんらかの部会に所属する体制をとる(女性部、現業評議会、青年部、壮年部)。

*青年部や女性部が独自交渉を実施、保育部会や保健部会の結成と独自交渉での組合員参加。

○2012年6月から青年部が毎週昼休みに学習会を開催して、青年層の学習体制を強化している。

*合併後6減1増の職員採用の見直しで2014年16人採用、2015年19人、2016年15人採用が実現し、青年部運動が活発化している。昼休み学習会は本庁舎勤務の青年部員しか参加できないため、全員対象の定例学習会は毎月1回開催している。

○2014年から新しい取り組みとして、「団結まつり(バーベキュー)」を企画、職場や支部ごとに任務(バザーや出し物など)を割り当てて、家族も参加できるような集いの場をつくる。

○上部団体や共闘運動に真摯に向かい合い、組織や運動の担い手を「孤立しない、させない」

*労働組合の弱体化(特に青年部運動)が顕著なため、「M市職労は特異な例」として結論づけられないようにする

○労働組合加入の徹底

*新入組合員(4/1 オルグ)、再任用職員(3/31 までにオルグ)を必ず労働組合に組織する。

3. 次代の担い手(活動家)づくり

青年が「社会主義」を学習する機会を保障する。春闘期に、実行委員会をつくり、県内3か所の地区労との連携で取り組んでいる「春闘講座」や、「四国連鎖社会主義講演会」、に参加している。

*「労働者が集まれば勝ち」という意識で、多角的な分野での組合員参加を第一義に運動を継続させている。

青年運動は、基本組織が企業内、産別内にとどまっていることもあり、交流が限定的である。平和友好祭も数年前再建され、反核平和火リレーやピースサイクル、沖縄の平和行進など各地で取組まれ、繋がれているものもある。安倍の「働き改革」は、「改悪」であることが鮮明となり、労働者の生活をより破壊し、進む分断は団結をより困難にするだろう。最賃キャンペーンと同様、青年の共同行動と交流は、困難な労働運動の前進の糧となるに違いない。

労運研に集う私たちも、もっと知恵と工夫を持ち寄り、青年運動の活性化に助力しなければならない。分科会冒頭、青年運動とは青年の問題ではなく我々自身の責任と松本委員長は喝破されたが、我々自身がこれまでの狭い料簡や人的潮流の中に固執する限り青年運動に悪影響を与えるだけでなく、労働運動の明日を考えることはできないだろう。

次回、当事者の皆さんが充分交流できるような企画にしたいと思う。

(文責：事務局)

編集後記

前号より、レポートの編集担当になりまして、業務の合間や自宅でのPC作業でやりくりしているところです。こうしている間に、自民公明の与党による強行採決で、共謀罪法案が15日早朝に成立した。編集子もたびたび、国会前に足を運んだ。次号あたりで、少し感想的なものを書き込みたいと思います(ヤ)



熱心に討論をした分科会の様子

第5回労働運動研究討論集会総括会議のご案内

- 日 時 7月23日(日)13時30分～17時
*日程が変更になりました。ご注意ください
- 場 所 日港福会館 2階会議室
(住所：144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2)
*全港湾のホームページの地図参照のこと
- 討論内容 ① 第5回討論集会の総括と今後の取組み
② 会計報告と予算
③ その他
- 参加連絡先 労運研事務局 mail roukenj2014@yahoo.co.jp
03-3894-6620 (TEL/FAX)